

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人埼玉県央デベロップメントサーベイランス
- 三 代表者の氏名
塚越 文男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡美里町大字古郡四百六十八番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、伊奈町の地域住民全てに対し、文化、活動、農産品、特産品等の発表及び交流の場の提供をし、地域の賑わいを創造することで豊かな生活環境の増進に寄与することを目的とする。